

自動車・同附属品、自転車・同部分品製造業関係最低賃金の改正申出審査結果表

労働協約ケース

	地 域	産 業	適用を受けるべき基幹的労働者の範囲	申出者に関する要件			備 考		
				申出労働 組合数 (合意を含む)	所属 企業数 (産業)	基幹的 労働者数			
申出事項	石川県	E310 管理、補助的活動を行う 事業所	左の事業を営む使用者に使用される労働者 但し、 (1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者 (4) 手作業により又は手工具、小型手持動力機若しくは操 作が容易な小型機械を用いて行う包装、袋詰め、箱詰 め、洗浄、バリ取り、巻線、組線、かしめ、穴あけ又 は取付けの業務（これらの業務のうち流れ作業の中 で行う業務を除く。）に主として従事する者 を除く	E310	0	E310	0	0	49.24%
		E311 自動車・同附属製造業		E311	3	E311	3	1,544	
		E3191 自転車・同部分品製造業		E3191	1	E3191	1	229	
		L7282 純粋持株会社		L7282	0	L7282	0	0	
				計	4	計	4	計 1,773	
審査結果	同上	同 上	同 上	E310	0	E310	0	0	適用労働者数（基幹的労働者数）  3,601人 (推定)
				E311	2	E311	2	1,485	
				E3191	0	E3191	0	0	
				L7282	0	L7282	0	0	
				計	2	計	2	計 1,485	
新産別最賃 の運用方針 (要旨)			新産別最低賃金の適用を受ける労働者の概ね3分の1以上の者に賃金の最低額に関する労働協約が適用されている 場合に行われるものであること。						
61.2.14 中賃答申				参考					
				3,601	÷	3	≒	1,200	
				1,485	÷	3,601	≒	41.24%	